

藤枝市 J-クレジット登録・認証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所における温室効果ガスの排出量の低減を図るため、J-クレジット登録等事業を行った市内に事業所を有する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「J-クレジット事業」とは、当該事業者が行うプロジェクトについてJ-クレジットに登録する事業（以下「登録事業」という。）及びJ-クレジットに登録を受けたプロジェクトに係る温室効果ガスの排出削減量又は吸収量を市場におけるクレジットとして認証を受ける事業（以下「認証事業」という。）をいう。

2 この要綱において「J-クレジット」とは、温室効果ガスの削減量又は吸収量を経済産業省、環境省又は農林水産省が認証し、市場において取引するための制度及びこれに必要な付随する制度の総称をいう。

3 この要綱において「プロジェクト」とは、温室効果ガスの排出量を削減し、又は温室効果ガスを吸収する効果を有する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者又はその者が構成する団体
- (2) プロジェクトによる市内における温室効果ガスの排出削減量又は吸収量が、プロジェクトによる全ての温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の50パーセント以上を占めるプロジェクトを実施する者
- (3) 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量が年平均100t-CO₂以上のプロジェクトを実施する者

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事務に係る委託料とする。

- (1) 登録事業の実施に必要な次に掲げる事務
 - ア プロジェクト計画書の作成
 - イ プロジェクト計画書の妥当性確認（プロジェクト計画がプロジェクト登

録の要件に適合しているかについて第三者が審査を行うことをいう。)

(2) 認証事業の実施に必要な次に掲げる事務

ア モニタリング調査

イ モニタリング報告書の作成

ウ モニタリング報告書の検証(モニタリング方法等がプロジェクト計画に沿って行われているかについて第三者が検証を行うことをいう。)

2 補助事業に寄附金その他の収入がある場合の補助対象経費は、前項の規定を適用して算定した額から、当該寄附金その他の収入の額を控除した額とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。)とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、登録事業及び認証事業において、1プロジェクト当たりそれぞれ1回限りとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のうち該当する全ての書類を添えて補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し

(2) 寄附金その他の収入を証明する書類の写し(第4条第2項に係る申請の場合に限る)

(3) プロジェクトによる市内における温室効果ガスの排出削減量又は吸収量が分かる書類

(4) J-クレジットプロジェクト登録申請書類(一式)の写し及びプロジェクト登録証の写し(登録事業に限る。)

(5) 妥当性確認報告書の写し(登録事業に限る。)

(6) モニタリング報告書の写し及びプロジェクト認証証の写し(認証事業に限る。)

(7) 検証報告書の写し(認証事業に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、補助金交付決定及び確定通知書(第2号様

式)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の藤枝市J-クレジット制度登録事業費補助金交付要綱の規定により行った補助金の交付決定については、改正後の藤枝市J-クレジット登録・認証事業費補助金交付要綱の規定により行った交付の決定とみなす。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。